

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和元年9月5日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

9月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第42号所管分の審査-----	2
補足説明（総務部長、消防長）	
質疑（松本暁彦委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第46号所管分の審査-----	14
補足説明（市長公室長）	
質疑（松本暁彦委員、南野直司委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第49号所管分の審査-----	25
質疑（松本暁彦委員、三好義治委員）	
議案第50号所管分の審査-----	28
議案第57号の審査-----	28
補足説明（消防長）	
採決-----	29
閉会の宣告-----	29

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和元年9月5日(木) 午前9時58分 開会
午後1時17分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	渡辺慎吾	副委員長	村上英明	委員	野口博
委員	南野直司	委員	三好義治	委員	松本暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長 山本和憲 市長公室次長 大橋徹之
総務部長 井口久和
防災管財課長 川西浩司 財政課長 谷内田修
消防長 明原修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
消防本部参事兼総務課長 松田俊也

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 審査案件

議案第42号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号) 所管分
議案第46号 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分
議案第49号 摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第57号 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから総務建設常任委員会を始めます。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

暑さが戻ってきたかと思えば、全国あちこちで豪雨災害がまた起こっているようございますが、そんな中、お忙しいところ、本日は、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は三好義治委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第42号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

井口総務部長。

○井口総務部長 おはようございます。

それでは、議案第42号、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、総務部所管部分につきまして、補足説明を

させていただきます。

まず初めに、補正予算書の5ページ、第3表地方債の補正をごらんください。

今回の補正は、臨時財政対策債で普通交付税の算定の結果、新たに起債の同意が見込まれ、追加するものでございます。

次に、歳入についてでございますが、10ページをごらんください。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金につきましては、2,846万4,000円増額いたしております。

項2子ども・子育て支援臨時交付金、目1子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、幼児教育・保育無償化に係る交付金で、1億8,810万7,000円を計上いたしております。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税につきましては、普通交付税として、2億6,564万4,000円が交付されることとなったものでございます。

次に、14ページ、款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正財源を調整するため、8億8,031万1,000円減額いたしております。

16ページ、款21市債、項1市債、目7臨時財政対策債につきましては、4億7,874万7,000円を計上いたしております。

款22繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金4億518万3,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてでございますが、18ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費、目18財政調整基金費につきましては、地方財政法

第7条の規定による積み立てのため、2億259万2,000円増額いたしております。

次に、20ページ、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費につきましては、災害対策基金積立金を1,000万円増額いたしております。

以上、議案第42号、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 明原消防長。

○明原消防長 それでは、議案第42号、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、消防本部に係る事項につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書20ページ、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費で、補正をお願いいたします内容は、職員採用及び消防職員の感染症対策経費でございます。

旅費、需用費及び負担金補助及び交付金は、中途退職補充として新規採用する2名にかかる普通旅費、被服等の消耗品費、消防学校入校負担金等でございます。

委託料は、救急隊員・消防隊員の感染防止対策経費でございまして、4種の感染症、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘の抗体検査及びワクチン接種経費でございます。

平成31年3月の総務省消防庁通知及び同年4月の大阪府三島救命救急センター通知並びに病院実習者等における予防接種ガイドラインの改正等に基づきまして、今回の補正をお願いいたしますものでございます。

以上、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に

入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。まず、10ページの子ども・子育て支援臨時交付金についてですが、これは幼児教育の無償化についてということで入ったということですが、これについて、改めて詳細を説明いただきたいと思います。

そして次に、地方交付税で今回約2億6,500万円という普通交付税が入ったということで、非常に大きなものと認識をしておりますが、この算定について、なぜこの金額が入ったのかということをお聞かせください。

続いて、20ページの常備消防費のところで、職員特別健康診断委託料については、感染症に対する診断ということで認識をしておりますが、これについては、もう少し詳細についてお聞かせください。

最後に、災害対策費ということで、今回補正予算のほうでまた1,000万円を追加というところでございます。これについて、最終的に今年度の当初予算のところでも、積立金については議論があったというところで、改めて、今回1,000万円積み立てしたというところの経緯等、お聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、補正予算書10ページの質問番号1番の子ども・子育て支援臨時交付金について、ご説明いたします。

今般、幼児教育・保育の無償化が行われることになりました。基本的にそれにかかる財源といたしましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1と

ということになっております。ただし、今回のこの無償化につきましては、消費税及び地方消費税の税率を上げる。その上げた財源をもって、今回の施策を実施するという形になっております。ただ、市町村に地方消費税の増額分、これは交付金で国から都道府県にあって、そこから市に交付金として交付されるのですが、この交付金の増額については、納税の時期の関係から、市町村に増額分が波及するのが来年度以降ということになっておまして、この無償化の議論がされる際に、地方のほうから国のほうにそういった財源が今年度については入ってこないというふうな申し入れをさせていただいて、国もそれを一定くんでいただいて、今年度に限っては、地方の負担分については国が見るということになりまして、それ見合いの分として、この子ども・子育て支援臨時交付金1億8,800万円を計上させていただいたところです。

続きまして、2番目の同じく10ページの普通交付税の内容ですけれども、今回、普通交付税2億6,564万4,000円ということになっておりますけれども、中身を検証していきますと、まず1点目としては、法人市民税、これについて、算定の額が昨年度より1億円余り減っているという状況がございます。

市に入ってくる法人市民税自体はそんなに変わってないんですけれども、普通交付税の算定上、前年度の調定額をもとに、今年度の法人市民税の入ってくる額を推計するんですけれども、前年度の調定額に一定の乗率を掛けるんですが、その乗率が毎年ちょっと変更されております。去年は1.13を掛けてたんですけれども、ことは1.02を掛けているというところで、

法人市民税が、算定上は減っているということが一つ大きな要因となっております。

もう一つは、たばこ税につきましては、たばこ税が1億6,000万円ほど算定上は減っているという形になっております。これにつきましては、たばこ税は、3年前の税額と前年度の税額を比べて、今年度の税額を推計するんですけれども、平成28年度については、たばこ税はかなり増収があったという影響で、今年度1億6,000万円の減収となっております。

そのほか、高齢者福祉に係る需要額が大分算定上伸びていたというところで、総額として、2億6,500万円ほどの交付税の交付が見込まれるという結果になったものでございます。

以上になります。

○渡辺慎吾委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、麻しん、風疹、流行性耳下腺炎、水痘の4種の抗体検査及びワクチン接種について、お答えいたします。

経緯といたしましては、昨年度、総務省消防庁から、平成30年度救急業務のあり方に関する検討会において、各消防本部の感染防止対策について、救急隊員への抗体検査及びワクチン接種を実施することを推進するとの情報提供がございました。

平成31年2月には、大阪府感染症情報センターから、大阪府内の麻しん急増に関する情報第一報が発表される中、同時期に、済生会茨木病院において、麻しんの院内感染を確認したとの報道発表もございました。さらには、三島救命救急センターにおいて、平成30年度救急救命士の再教育病院実習時に、救急救命士が風疹を発症したという事案も発生いたしました。

このような状況のもと、平成31年3月20日、三島救命救急センターから消防職員がこれらの感染症の抗体価を確認しないまま、医療に従事することは大きな問題があるとの指摘を受け、早期に対応するよう依頼がございました。その後、平成31年4月1日付で、病院実習者における予防接種ガイドラインも改正され、以後、病院実習においては、ワクチン接種記録表の提出が必要となり、5年ごとに抗体検査を実施することが必要となりました。これを受けまして、4種の感染症について、抗体検査及びワクチン接種を行うものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、災害対策基金積立金の増額の経緯について、お答えいたします。

この基金なんですけれども、災害発生直後の初動対応に主眼を置くものでございまして、具体的には、被災者に配布します非常食であったり、飲料水、ブルーシート、また、さらにはほかの自治体が大災害に遭われたときの我々支援に向かいます緊急支援に要する費用、このあたりを想定しております。最終的には、基金を5,000万円程度まで積み立てたいと考えておりまして、毎年の決算余剰金、これを原資に積立金を増額してまいりたいと考えております。ただ、一気に、目標とする5,000万円まで積み立てることは厳しい状況でございます。余剰金からどの程度を災害対策基金に積み立てるべきかは、その都度、財政当局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、2回目のご質問や確認等をさせていただきます。

まず1点目の子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、次年度、消費税増税に伴って、次年度以降に無償化の費用が出るというところで、今回はまだそれがないというところの臨時交付金ということで理解をいたしました。

ということで、これ次年度以降については、この交付金ではなくて、もう当初から国と府と市とが、それぞれが出すという認識でよろしいのでしょうか。

そして2点目、地方交付税について、普通交付税が多く算定というところでは理解をいたしました。やはり、この普通交付税、市の財政にとっては、非常にありがたいものかと思えますけれども、これについて、有効に活用されているのかということをお聞かせください。

そして次に、消防につきまして、3点目、職員特別健康診断委託料について、感染症予防というところで、医療に従事する者が必要であるということで、緊急に、迅速に対応するために今回挙げたということで理解をいたしました。ということは、今後、新規隊員等についても、継続的にこれをされていくのかという部分について、確認をさせていただきたい。

最後、災害対策基金積立金というところについては、財政当局と調整をして、可能な範囲でできるだけ早く積み立てていきたいというところでの形で理解をいたしました。これにつきましては、引き続き、災害がいつ起こるかわからないと言われている中で、バランスというところもあると思いますので、できるだけ努力のほうをよろしく願いをいたします。これは要望

です。

以上です。3点です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、1点目の子ども・子育て支援臨時交付金の件ですけれども、委員がご指摘いただいていますように、来年度は、この臨時交付金がありません。このうち、今回臨時交付金として計上させていただいた分としては、本来府が負担する分も入っておりますので、このうちの一部は、大阪府からの負担金として歳入を計上できるものというふうに考えておりますが、大部分は、市の一般財源として準備しなければいけないと考えております。

それから、2点目の交付税につきましても、当初、普通交付税を見込んでおりませんでした。その中で、当初予算編成していく上で財源不足等があり、財政調整基金の繰入金、それから公共施設整備基金の繰入金等で財源不足額を補っていたということがございます。今回、普通交付税、一般財源として交付されるものですので、そういったところで、財政調整基金の繰入金を今回減額させていただいております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 新規採用者についてはどうなのかという質問にお答えいたします。

新規採用職員についてでございますが、全消防職員を対象としておりますので、9月末で消防学校初任科を終業する6名の方も含まれております。

なお、予防接種ガイドラインで5年ごとの抗体検査を実施することとされておりますので、今後は5年ごとに抗体検査及びワクチン接種を行っていきたいと考えて

おります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは3点目、要望という形でさせていただきます。

まず、子育て支援臨時交付金については、次年度以降については、国、府、市と、それぞれ当初から出るということで理解をいたしました。やはり、この消費税増税の大きな目的は、子育て支援、幼児教育・保育の無償化というところが非常に大きな目玉でございます。そういった点で、このように財政に負担がかかるかもしれませんが、必要なことと理解をしております。これについては、市としても、市民の子育て支援にしっかりと活用し、子育て支援をしっかりと行っていただければと思います。

そして2番目、普通交付税につきましても、今回財政調整基金等から必要な分をいうのを先にすることができたというところで、財政としては、非常に柔軟性を持ってされているということを理解いたしました。財政調整基金でも、今後ますます千里丘駅西地区再開発の大きな費用が大きく出るという中で、柔軟な財政運用というのが非常に重要なのかと認識をしておりますので、引き続き、このような形で柔軟に対応していただければと思います。

最後に、消防の職員特別健康診断委託料については、今後5年から抗体検査をするというところで理解をいたしました。ぜひ、やはり消防職員が医療に従事すると、非常に市民から期待されているところがございますので、そういったちょっとした感染症、インフルエンザもそうですけれども、しっかりと自分たちがまず第一に健康に気遣っていただき、今職務に従事できるよう

に、配慮等よろしく願いをいたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

野口委員。

○野口博委員 そしたら、幾つかお尋ねいたします。

最初に、地方特例交付金の問題について、今回2項目にありますけれども、地方特例交付金の問題、それについて少しお尋ねしたいと思います。

毎年7,000万円前後、今回、今議論された子育て関係で、幼児教育・保育の無償化の関係で入りますけれども、これまでないということで、大体そんな中で、毎年7,000万円前後で推移しておりますけれども、今回たくさんふえていると、1億円を超えていますので、その辺の内訳と、住宅ローン減税分が住民税に入り込んで、その分、自治体としては減収になったということで、いろいろそういう予算もあると、入っておると思いますけれども、その辺から見て、住宅ローン減税に対する市民の方々の利用件数だとか含めて、市民の生活実態がわかれば、どう見ているのかとか、ちょっとお尋ねしておきます。

二つ目は、地方交付税の問題です。交付団体にことしなるということになりました。いつも議論しておりますけれども、今回、臨時財政対策債について4億8,000万円程度計上されました。いろいろこの問題について、地方自治体として赤字だという議論が、赤字地方債という言葉でいつも議論される問題について、少し、その見方について議論したいと思っております。

当然ご承知のとおり、何でも使えるお金として、この臨時財政対策債を組めることになったわけでありまして、もともと、この地方交付税制度がいろんな矛盾を

抱えながら今日に至っておりますので、いわゆる、国民が納めた国税5税のうち、3割を地方交付税の原資に充てて、そこにいろいろ国が定めた大体、この地方自治体の標準的な仕事をしてもらうのに必要なお金ということで、足らん分は出しますねということで、こういう3割自治といわれる、こういう大もとの問題はここにあるんですけれども、本来、国がちゃんと持って、地方自治体としては借金しなくて面倒見るといって、こういう性格で出発したのが、国の地方交付税特別会計がごっつい借金がふえてきたということで、何とか地方自治体として、借金を認めるから、地方分としてこういう形でやってくれんかという出発なので、そういう中で出発したこの制度ですので、単純な赤字地方債という見方でいいのかという問題について、改めてお尋ねしたいと思います。

三つ目が、基金の問題であります。今回の今説明ありましたように、当初財政調整基金について16億円計上しましたけれども、今回8億8,000万円減らして、いわゆる繰越概算が半分である2億円、これを積み増したということで、結果として、この9月時点で、財政調整基金は41億5,000万円と、減債が30億円、公共施設整備基金が43億円ということで、合わせて、使用基金残高で言えば115億円と。これに都市開発基金10億円が本来入ってきますので、現時点では125億円の基金を残高として持っているということになっているわけでありまして、今回、交付団体になりまして、そういう意味での財源調整の中で、いろんな基金の問題についても、いろんな対応がされておりますけれども、こういう状況を踏まえて、平成31年度、令和元年度の前半、半年間過ぎまし

たので、今後の半年間を見ながら、この残高についてどう見ているのかと。1年前は、140億円ということで見込んでいるという数字が年度中出ましたけども、実際134億円と、都市開発費を含めてですね、これで閉められようとしておりますけども、今年度末に国の基金の問題について、どう今見てるのか、ちょっとお尋ねしときたいと思います。

消防の問題であります。災害対策の問題について今議論されました。経過はわかります。毎年毎年ご承知のとおり、台風にしろ、地震にしろ、いろんな災害が発生します。目標5,000万円という数字は別にして、目標を設定しとるならば、ちょこちょこされるんじゃないかと、一発でためるといことは、当然、今の毎年の状況からすれば、僕は必要じゃないかと思っておりますけども、その辺の積み方の問題と実際毎年災害が起きて、すぐこの金額を使う可能性が強いという関係で見れば、わずか5,000万円でありますので、積むべきじゃないかという、そういう意見なんですけども、どうなんでしょうかと。

消防の問題について、今回、消防学校に負担金として入校48万3,000円が出ております。毎年この時期に、秋に採用された方について、消防学校へ行っていただくということで予算計上されますけども、その辺の今回の48万3,000円の入校負担金の問題と、新規採用職員の関係含めて、いわゆる消防職員の正規職員の実態について、絡めてちょっとお答えをいただきたいと。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。
○谷内田財政課長 それでは、質問1番目の特例交付金について、答弁申し上げます。

まず、今回の特例交付金の内訳ですけれども、補正後予算で1億246万4,000円、特例交付金として予算を計上させていただきます。このうち、いわゆる住宅ローンの特別税額控除に係るものが9,560万8,000円、それから、今年特別なものとして、自動車税、それから軽自動車税の環境性能割の減税が消費税及び地方消費税の増税に合わせて行われます。このため、その特別減税の減収分、地方の減収分を補填するということで、この2項目が特例交付金として新たに国から交付される予定になっております。この金額が、それぞれ自動車税に係るものが572万4,000円、それから軽自動車税に係るものが113万2,000円、これらトータルいたしまして、1億246万4,000円が交付される見込みとなっております。

それから、住宅ローンの控除に関してですけれども、令和元年度、この住宅ローンの特別税額控除を適用されますのが、2,234名の納税者の方について適用されると税の担当課からは聞いているところでございます。このうち、平成30年度に新たに住宅の用に供した方が305名おられるということですので、近年も少しずつ住宅を購入されて、この住宅ローンの控除を適用される方が続いているのかなと考えているところで。

それから2番目の普通交付税に関係して、臨時財政対策債をどうとらえているかということですが、委員もおっしゃっていただいておりますように、まず第一としては、やはり交付税の原資を十分確保していただく、それによって、臨時財政対策債ではなく、きちんと普通交付税で交付していただく、これが本来であると我々と

しても考えております。

総務省としても、全く同じ考えてございまして、毎年財務省に対しては、事項要求という形で、法定の税率ですね。各所得税等の一定割合を交付税の原資としておりますけれども、その割合を上げるようにと。これについては、交付税法にも定められていることですので、毎年、総務省としては、財務省に事項要求していただいております。我々としても、同様の要望を続けているところでございます。

それから、3番目の基金についてですけれども、現在、予算上は委員がおっしゃっていただいた数字となっております。昨年度は、この時期、それから少し前ですね、台風や地震等によって基金を取り崩して対応したところがございますけれども、今年度、今の状況、それから例年の状況を踏まえますと、何とか各課執行努力いただければ、基金の減少については大分抑えることができるのではないかなと。特に今回、普通交付税も交付されております。臨時財政対策債については、最終決算状況を見ながら発行するかどうかを決めたいと考えておりますけれども、基金の取り崩しについては、大分抑えられるのではないかなと考えてございまして、各課いろいろご努力を引き続きお願いしたいと考えているところです。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、消防学校入校負担金と職員数についての質問にお答えいたします。

まず、定年退職に係る補充につきまして、当初予算で計上させていただいております。今回お願いいたしております補正の金額ですが、今年度4月に1名が退職いた

しました。9月末、さらに1名が退職しますことから、計2名の欠員の補充をするため、新規採用職員の消防学校初任科入校等に係る経費を計上させていただいております。

実員でございますけれども、令和元年9月30日ですけれども、退職者1名を除きまして94名、それと、10月1日では6名の新人が帰ってきますので100名となります。それと、令和2年ですけれども、4月1日で2名の採用を予定しておりますので、合計102名となります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、災害対策基金積立金、この金額を目標金額5,000万円に一気に積み立ててはどうかというお問いに対して、お答えいたします。

この災害対策基金なんですけれども、この平成31年度の当初予算で備品等かなり拡充させていただいております。当座必要なものは満たしつつあります。ただ、我々といたしましては、これからまた市民のまさかに備えまして、基金も当然備えていかなあかんとお思います。その都度、毎年毎年決算余剰金等を見ながら、庁内で検討しながら、額を定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 最初の地方特例交付金の問題であります。住宅ローンの対象人数、一応紹介してもらったので、そういう市民の方々の住宅購入、実際、今10年間ですかね。そういう中で、2,000名のこういう方々が受けておられるという実態はちょっとわかりましたけど、それをどう見るかというのは、また今のところわかりま

せんけども、実態はわかったということで、終わっておきたいと思います。

二つ目の問題であります。地方交付税制度については、いろいろ一致する考えを持っている部分もあれば、財政当局として、自治体現場の対応もあろうかと思えますけども、要は、先ほど言われた臨時財政対策債の使い方について、年度末までの全体状況を見ながら、4億8,000万円を組んだけども、これを使うかどうかはまた判断するという、そういう使い方、考え方あります。

ではなくて、いわゆる何でも使える一応財源ですので、特定の財源ではありませんので、自治体側として、市民の今の実態を見たときに、この施策を打とうとするという方針があれば、それを打っていただいて、そのために、これを利用するんだという、あわせて、財政上は基金残して、若干市債はふえるけどもという、その扱いが僕大事だと思っていますので、そういう今必要なところという意味合いで、積極的にどう活用するのかというところをちょっと踏み込んでいただいてと思うんですけども、改めてちょっと聞いておきたいと思います。

それと、先ほど申し上げた赤字地方債という言い方はやめるべきだということを改めてちょっとこの場で強調しておきますので、よろしく願いいたします。

基金の問題は大体わかりました。これから大きな予算を投入されるさまざまな事業が予想されますので、なかなかこういう、これまで基金を温存し云々対応してきたという、こういう財政運営の仕方が、どこまで通用するかという、そういう時点になっているかと思えますけども、いろいろ苦労多いと思えますけども、そんな中で、これまで大阪府下でも、いわゆる財政力指数

が1番だということで、豊かな財政という、この財政学的には、そういう位置になっている状況をずっと維持しておりますので、改めて、そういうことも含めていただいて、基金の問題については、きっちりと精査をしていただきたいということで申し上げます。

災害対策基金の問題です。あんまり言うことではありませんけども、災害発生状況に応じて、すぐ使えるようにするんだと。支援の問題もそうありますけども、全体の財政状況を見たら、当初予算で、一定そういう環境予算は組むけれども、そしたら、そこで対応できるならば、補正を組んで、また予備費も使ってとか対応できるわけで、何かその意味合いがはっきりしないという受けとめをしておりますので、改めて、年度当初で災害対策基金ということを設定したわけにありますから、改めてそういうことを受けとめていただいて、積み方、また内容についても検討いただきたいということで申し上げます。

消防職員の問題であります。来年4月1日では102名になるということがあります。昨年10名、救急隊員を含めて職員の増が図られました。その職員の増を図って、いわゆる定数条例上、今現在102名がその関係どうなのかということと、国の基準に対して、ちょっと上回ってきたのかという問題について、少しお答えいただきたいと。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、臨時財政対策債に関する質問についてお答えさせていただきます。

まず、地方公共団体が起債に関する規定として、地方財政法の第5条がございます。

ここで、地方債の財源としてできるものとして、建設事業でありましたり、補助金、貸付金、こういったものの財源とする場合にのみ、地方債発行できるという原則がございます。

その一方で、交付税制度の中で特例的にそういった建設事業ではない一般財源として発行できるもの、そういったものとして、臨時財政対策債が例外的に規定されているということで、そういった建設事業に充てる地方債、建設地方債に対して赤字地方債という言い方がされておるところでございます。

この赤字地方債、やはり建設事業に充てる地方債ではないというところで、我々としても通常の起債とは違うんだという認識は十分に持つておかないといけないと思っております、特に、この臨時財政対策債、今年度に交付税の需要額として元利償還金が算定されて、その分が帰ってくるという仕組みになっておりますけれども、これにつきましては、臨時財政対策債を発行しても、しなくても、今年度きちんと交付税の需要額に積まれるということがございます。そういったために、今一時我慢しておれば、今年度、交付団体になった場合は、きちんと交付税として交付されるということが見込まれます。そういった面で、我々としたしましても、今一時期、少し我慢をすれば、交付税として返ってくるということはやっぱり重要であると考えておりますので、ほかの建設事業債よりも、臨時財政対策債の発行については、十分慎重にあるべきだと考えているところです。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 明原消防長。

○明原消防長 ご質問にありました消防職員の実員管理の問題、それと消防力の整

備指針での数値というご質問にお答えしたいと思います。

まず、消防職員の実員管理につきましては、ご指摘いただいておりますとおり、定数103名でいただいております、来年4月1日現在ですね、102名ということになります。それで、ご存じのとおり、救急隊の専任隊の増隊という問題で人数をいただきまして、この11月から実際新しく救急隊の専任隊を動かせるところでございまして、この新しい体制で、実績も踏まえながら、適正な人員配置というのを検証しながら、新たに進んでまいりたいと、このように考えています。

それと、消防力の整備指針の数値の改善というご質問ですけれども、消防力の整備指針の充足率につきましては、申しわけございません。ちょっと今数字が手持ちでないんですけども、計算分母については同じでございます、分子が大きくなった分、数値的には若干の改善となったように認識をしております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好義治委員 ちょっと数点、前任者の質問に1点絡む部分もあるんですけど、歳入で、子ども・子育て支援臨時交付金、先ほどのやりとりを聞いておりますと、私が認識していたのは、この子ども・子育て支援臨時交付金については、令和元年の今予算だけが交付金制度として交付されるという認識をしとったんですが、先ほど質問者からは、これからまだ継続してやられるような話もあったんですが、この点について整理した答弁をいただきたいというように思います。

それと、17ページの前年度繰越金の4

億5,183万円、感覚的には、私は非常に多い繰越金になっているなという認識をしております、平成30年度決算を見ますと、前年度繰越金が2億4,100万円で、この地方財政法の仕組みも含めて、今年度は何で4億円も繰越金に持っていたのかということについて、お答えいただきたいと思います。

それとあわせて、先ほど災害対策費で1,000万円、私もこれ3月のときに、災害対策基金積立金の条例制定をしたときにも厳しく指摘しとったんですけども、今回も1,000万円、もともと5,000万円の目標の積立金をやっていきたいと。さっき野口委員も言われていましたけども、私も大きな災害が来たら、災害対策積立基金だけで対応できるようなものではないと思っているんですね。

もう1点の視点は、やっぱり目標を掲げていくんやったら、自然災害はいつ来るかわからない。その中で目標を定めてる5,000万円やったら、当初予算のときも何で5,000万円の積み立てをすぐしないんだという指摘もさせていただきました。先ほど、財政課に質問した繰越金の4億円も絡めて、今年度の剰余金を見た中での1,000万円という額が積立金の額が、本当に適切なのか、その剰余金を見るんやったら、きっちりと5,000万円は積み立てられたん違うのかという、今感覚を持っております。

それだけにしておきます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、三好委員の1番目の子ども・子育て支援臨時交付金の件につきまして、答弁申し上げます。

委員がご指摘いただいておりますとおり、今回のこの臨時交付金については、今年度限

りということになっております。ただし、この臨時交付金、大阪府の負担分も合わせて、今年度交付されることになっております。来年度は、府の負担金として一部入ってくるということになっております。そのため、臨時交付金としては今年度限り、これについては変わりません。ただし、このうちの一部について、大阪府負担金として改めて入ってくるという形になっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それから、補正予算書16ページ、17ページの前年度繰越金4億518万3,000円につきまして、答弁申し上げます。

この前年度繰越金は、前年度決算を打ちまして、実質収支分について、翌年度予算計上することということが地方自治法で決まっておるところでございます。この金額につきまして、例年、以前ですと1億円から2億円、多いときでも3億円単位になったのかなということで、今回委員からもご指摘いただいております、少し多い金額になっております。

本市の決算につきましては、最終、財政調整基金によって財源を調整いたしまして、毎年黒字を確保している状況でございます。この繰入金を決める際に、3月、それから4月、5月の出納閉鎖期間中に、大阪府や国から最終的に入ってくるお金、それから、歳出については、精算で返ってくるお金等ございます。そういったものを勘案しながら、最終的に繰入金の額を決めて、実質収支、黒字を確保しているんですけども、今回その出納閉鎖期間に入ってくるお金が少し見込んでたものよりも多かったということで、実質収支の黒字額が膨らみまして、この繰越金としては、この4億円ということになった次第でございます。

それから、3番目の災害対策基金積立金の1,000万円の増額について、一気に目標である5,000万円、残りの4,000万円積み立てるべきではないかと。前年度繰越金も4億円ある中で、1,000万円というのがどうなのかというところでございますけれども、この4億円のうち、先ほども申し上げましたとおり、法定の積み立てとして、2億円を財政調整基金への積み立てをいたしております。残り2億円のうち、どういった事業の一般財源として活用するのか、全体を見て考えたときに、当初予算でまだ財政調整基金の繰入金15億円ほど繰り入れをして予算を組んだという経過があるというところも、やはり我々としては重要視しております、予算上、この組んだ繰入金を減らすことも一つは必要だということを考えました。その中で、災害対策基金の積み立てを幾らにするのか、基金の繰入金の減額をどこまでふやすのかということを考えまして、当初予算で備品購入費を計上させていただいたということもございますので、1,000万円までまずは段階的に積んでいこうということで、今回1,000万円という補正予算にさせていただいております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 子ども・子育て支援臨時交付金についてはわかりました。ただ、歳出に入っていくんで、物の考え方だけ1点だけ述べさせていただくと、今回は、保育・幼児教育が無償化になりますよね。子育て支援に対しての交付金だから、そこに対して、本来給食費といいますか、一人4,500円、食材900円、こういったことにも、できたら手をかけていただいて、そういうもんも、やっぱり無償やというよう

なことまで摂津市としての本来の子育て支援のスタンスを見せていただきたかったということをちょっと要望しておきますね。

それと、今の前年度繰越金の考え方なんですけど、国からの交付金やいろんな補助金の決定は、確かに過去の経緯から見ますと、3月末のぎりぎりとか、出納閉鎖期間、これは非常に難しい部分であるけども、これまでも指摘してきたように、できるだけ原課がそういうことを精査しながら、予算管理をしていかなければならないと。一般的に、これだけ4億円の繰越金が発生すると、日常の予算管理の進行管理は、本当にどうされてるんかと、ここが問われてくるんですね。

その中で、2分の1を基金に持っていくとか、ここまでの財政運営をしていくのに、基金の繰り入れをしなければならぬとか、先ほどの臨時財政対策債、これもそれに充当するようなことが見え見えなんです。だから、今回のこの繰越金の4億円をどのようにね。先ほどは、国とかいう補助金、助成金、こういったことがなかなか見込めなかったと。私らも、これまでも、やっぱり12月末、1月末までには、何らかの形でやっぱり行動すべきだというふうな話もしてきた過去の経緯があります。ここ数年見ると、この4億円というのは、非常に大きな額なんです。それぞれひも解いても3年、4年ぐらい前もこの数字ぐらいになりました。一回ね、そのときも指摘して、また平準化されて、予算の進行管理をしっかりやりますという答弁をいただいたんです。今回のこの部分、再度お答えいただきたい。どの部門がこれだけはね上がったんやと。まず多分福祉やと言うかもわかりませんが、実際。ちょっとお答

えいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、繰越金に関するご質問について、お答えさせていただきます。

委員からもご指摘いただいておりますとおり、繰越金4億円になったことについて、こういった見込みをしていたのかと、執行管理が適切に行われてたのかというご指摘をいただいております。これにつきましては、我々としましても、まだきちんと改善していかなければならないというふうに、まずは考えているところでございます。

今回の要因といたしましては、複数の要因が考えられますけれども、やはり福祉の部門については、かなり事業が複雑化していると、それから府、それから国の補助金についても、メニューが多様化してきているというところがやはりございます。

そういったところにつきましては、担当課だけではなく、財政としてもきちんと担当課とともに、見込みをきちんととらえていく必要があると認識しており、今年度の執行については、十分にそのあたり、執行管理していきたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時57分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第46号所管分の審査を行います。
補足説明を求めます。

山本市長公室長。

○山本市長公室長 よろしく願いいたします。

議案第46号、会計年度任用職員制度の

導入等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月に施行されることに伴うもので、特別職非常勤職員は、専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査を行う者に、臨時的任用職員は、任用の対象を常勤職員に欠員が生じた場合に、それぞれ厳格化されたほか、これまでの一般職非常勤職員は、会計年度任用職員制度として整理され、任用の方法や任期、給与等が法律上明確化されることに対応するため、関係する条例について、所要の改正を行うものでございます。

本会議におきましても、ご説明いたしました。本改正条例は14の条文からなっており、改正箇所が多い第5条について、補足的にご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係その1)の12ページから38ページもあわせてごらんいただきますよう、お願いいたします。

第5条、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正となっており、法改正に伴い、題名を「摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例」に改め、改正後の第2条では、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の定義について。

改正後の第4条では、給与の種類として、フルタイム会計年度任用職員は、給料、地域手当や期末手当などの各種手当とし、パートタイム会計年度任用職員は、報酬と期末手当とするほか、報酬の種類は、地域手当相当分を含む基本報酬や時間外勤務、特殊勤務等に係る報酬とする旨について。

改正後の第5条では、別表に掲げる給料手当表を適用する旨や、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の定め方について。

改正後の第6条及び第7条では、給料等の支給方法や給与からの控除について。

改正後の第8条及び第9条では、フルタイム会計年度任用職員に支給する地域手当や給与の減額について。

改正後の第10条から第17条では、新たに支給することとなる夜間勤務、特殊勤務に係る手当、報酬及び期末手当の各算出基準と給与関係規定の文言整理につきまして。

改正後の第18条及び第19条では、通勤に係る手当や費用弁償及び公務出張に係る費用弁償について。

改正後の第20条及び第21条では、専従休職者の給与や給与等の口座振替について。

改正後の第22条から第24条では、会計年度任用職員の休暇の種類や年次有給休暇を年度ごとに付与すること等について。いずれも常勤職員の例を基本とし、それぞれ規定するものでございます。

以上、議案第46号の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問をさせていただきます。

先ほども説明いただきましたように、非常にいろいろとあるということは認識をいたします。そこで改めて、全体の概要と具体的に何が変わるのかというところをもう少しわかりやすく説明していただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午前11時3分 休憩)

(午前11時6分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

このたびの改正は、全国の自治体において、解釈、運用がさまざまにございました臨時・非常勤の職につきまして、地方公務員法、地方自治法で改正になり、職の厳格化及び明確化がなされたということがございます。その中で、会計年度任用職員制度の導入等があるわけなんですけれども、本市で申し上げますと、一般職の非常勤職員及び臨時的任用職員という職の方がおられます。この方々がこの会計年度任用職員の制度に移行をすることになります。このほか、特別職非常勤職員の方の中にも、一部移行する職というのがございます。

会計年度任用職員の給与等につきましても改正がなされまして、適用する給料表であったり、期末手当の支給等、常勤職員との均衡、権衡を保った制度となるものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 先ほどのご説明については、おおむね理解をいたしました。一般非常勤職員と臨時的任用職員というのが、会計年度任用職員に統括され、その給与についても、常勤職員との均衡を図るということのように大きく変化をしたということについては理解をいたしました。

その上で、実際じゃあこの条例について、改正によって、その効果とか、あるいは市における影響というものはどのようにな

るのかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の改正による影響ということでございますけれども、現在の臨時・非常勤職員の方の給与水準というものが、新たな手当の支給ということもございまして、上昇する想定でございます。

また、新たな任用の際の前歴加算によって、報酬額が年度ごとに変わるというような制度になることでありますとか、あるいは通勤にかかる費用弁償が常勤職員に準ずる基準となることで、より納得度の高い制度になるのではないかと想定しておりまして、職務意欲にもよい影響が期待できるのではないかと考えております。

このほか、地方公務員法改正によりまして、会計年度任用職員にも条件付採用期間というのが1か月間設けられる制度となっております。公務能率の維持、確保の観点でも、より明確な運用が市として図れるものと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 その今の会計年度任用職員が待遇改善、あるいは報酬等で、これまで以上によくなるという概略については、おおむね理解をいたしました。

今、非常勤職員のことが、まさに働き方改革等々言われている中で、待遇改善、待遇向上というのが必要かなと認識をしております。必要な条例というところについては、ある程度理解をいたしました。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

南野委員。

○南野直司委員 この会計年度任用職員

制度の導入などに伴う関係条例の整備ということで、現在までの一般職非常勤職員が、新たな会計年度任用職員に移行していくということです。それで、あるいは特別職非常勤職員、そして臨時的任用職員の中の対象者が会計年度任用職員に移行していくという条例ということでご説明がありました。これは、大きくいいますと、働き方改革の中の一つかなというふうに認識をしておるんですけども、その働き方改革という観点から、ちょっと今回の整備について、どのようになっていくのか、ちょっとお答えいただきたいなと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

今ご質問にございましたとおり、働き方改革の観点というのが大きくこの制度改正の中にはあるわけなんですけれども、一般職の非常勤職員、臨時的任用職員が会計年度任用職員へということの改正の中では、会計年度任用職員が担うべき職務内容の整理、それから、その職務内容、責任の度合いに応じて、常勤職員との均衡、権衡をきっちりと考慮した上での給与設定と、こういうことが国のほうからはマニュアルとして示されているわけでございます。

特別職非常勤職員の中にも、本市においても、会計年度任用職員のほうへ位置づけられる職というのがございますけれども、基本的には労働者性の高いといえますか、勤務時間がきっちりと制定されているというか、週当たり何時間勤務をするというふうな、そういう職が一部特別職非常勤職員の中にごございますので、こういう職については、同様に会計年度任用職員へというふうな整理をするということになってございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 南野委員。

○南野直司委員 今国会のほうでも、いろいろ働き方改革の件で議論されておりますけども、将来は、臨時的任用職員の方も厚生年金、例えばですけども、加入していくということも出てくるのかなと思っておりますけども、ある一定の時間以上就労されたら、厚生年金の加入ということになっていきますけど、その辺ちょっともしわかる範囲で教えていただけたらなと思えます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます

年金のお話がありましたけれども、現在の制度の中で、一般職非常勤職員、臨時的任用職員のご質問にございました一定の週当たりの勤務時間の方は、既に厚生年金であったり、健康保険の制度ですね。協会けんぽに加入をされているという形になりますので、この制度移行によって、何か変更があるかと言われると、変更はないんですけれども、ただ一部、フルタイムの会計年度任用職員という考え方が示されておりまして、このフルタイム会計年度任用職員につきましては、共済組合への加入ということが、国のほうから示されておりますので、本市において、その運用については適切に行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

野口委員。

○野口博委員 なかなか事前に説明いただきながら、どういう形で議論をしたらいのか悩みながら立っておりますけども、なかなか言葉を含めて難しいなと思っております。いろいろ国会の議論の様子も、文

書を見ながらこの場に立っていますけども、我が党として、日本共産党として、国会の場で一応反対させてもらったんですよ。

というのは、正規の職員の拡大だとか、こういう厳格化することによって、非正規の方々にとって、正規職員化の道が閉ざされるということだとか、いわゆる非正規職員の方々が、会計年度任用職員という制度をつくったことによって、この人員の調整弁として利用されるんじゃないかということを指摘もし、そういう内容で、我が党として、国会の場では反対させていただいたんですよ。

しかし、いろいろ地方の現場では、摂津市もそうでありますように、再任用の短時間を除けば、4割が摂津市も非正規でありますので、そういう職員構成の中で、いかに市民サービスを向上させていくのかということが新たに問われていると思っております。

最初に議論されてました、この、まず会計年度任用職員の労働条件、待遇条件がどう変わるのかという問題であります。フルタイムの場合は、説明ありましたように、給料及び手当の対象になりますし、地域手当だとか退職手当、期末手当も入ってきます。パートの場合は、報酬という名前になりますけども、期末手当、交通費が支給されます。こういう一定の条件の拡大がなされます。

そこでまず、労働条件問題でお聞かせいただきたいのは、一つ目に、会計年度任用職員の方々が今は臨時の場合やったら半年間の任用で1回更新と。非常勤一般職については、2回更新で3年間という、こういう縛りで、この採用による問題については判断されていますけども、今回は再度の

任用ということになります。市からは、会計年度任用職員について、2回更新でオーケーとしておりますけども、2回更新でオーケーだと3年間続きます。年度ごとになりますので、基本的にはね。年度ごとに人事評価をされて、次年度どうするかという話し合いがされます。そこで3年を迎えます。3年を迎えた後も、本人としては、継続雇用をしていきたいと思った場合に、多分資金があると思いますけども、その後について、どういう形で、いわゆる雇用が始まっていくのかというのが一つです。

二つ目には、これ条件付採用期間というのがひと月設けられます。これが例えば、平たく言えば、この使用期間といいますか、正職6か月、再任用職員はひと月の利用で済みますわということと理解していいのかという、これが、労働基本給の問題について、どうなのかというのをちょっと教えていただきたいと。

三つ目には、この会計年度任用職員の中で、フルタイムとパートがあります。もう多くはパートの方になると思うんですけども、38時間45分、このフルタイムを働く会計年度任用職員は、実際どういう職種なのかというところをちょっと教えていただきたいと。

条例を見ますと、この条例例規集の一般非常勤職員の職の区分で、自動車運転嘱託員から連携教育支援嘱託員などたくさんありますけども、これを見ても、フルタイムというのは見られないと。単純にいったら、ここに入っていない保育士だとか、その他いろんなことあると思いますけど、具体的にフルタイムということで見ているのは、どういう職種なのかと。またどういう人数なのかということについて、少し示していただきたいと思っています。

それと、フルタイムの方について、別表フルタイム会計年度任用職員給料表があります。1号給で14万4,100円から出発します。例えば、この最初の1号給で任用される方々が大体どんな方なのかということと、その方が3年間継続して、4年後を目指した場合に、次年度、どういう給料体系に上がっていくのか、3年後、最高になった場合にどうなるのか、この等級の時給の考え方について、少しわかりやすく説明いただきたいと思います。

あとは、パートの方々の報酬の決め方、今申し上げたフルタイムの給料表がありますけども、これに対して38時間45分に対しての実労働時間について、どう考えて計算していくのか、パートの方々の報酬の決め方について、以上、4点お願いいたします。

それと二つ目は、今回の改正によって、特別職非常勤職員、会計年度任用職員、そして、臨時的任用職員3種類であるということと説明を受けていますが、そこで、それぞれ人数が資料で示されています。例えば、特別職非常勤職員、現行では約1,430名、移行後は約1,230名になるんだと。るる数字がありますけども、特に、臨時的任用職員、いわゆる長期で病気をしたとか、フルタイムで期限を切って仕事をしていただくという、臨時的任用職員について、5名となっていますけども、この辺の中身についてということと、その他で180名とあります。現行の中では、その他の180名はないんですけども、移行後に180名になっていますけど、この辺がどういう職種を考えているのか、あわせて教えてください。

三つ目は、今後の改善方向です。

この間、国会審議の中では、いろんな働

き方の問題について、各党の議員も議論する中で、いろんな改善方向が確認をされています。ちょっと申し上げますと、一つは、会計年度任用職員について、会計年度任用職員の業務は任期の定めのない常勤職員と異なる設定にすべきだということ。勤務時間について、現行フルタイムで任用されているものをパートタイムに変更したり、財政上の制約を理由として、合理的な理由なく働く時間を短くして、パートタイムに変えることは、改正の趣旨に合わない。臨時、非常勤全般については、任用の見直し、手当支給に伴う財政措置は、各団体の取り組みを調査の上検討すること。任期の設定について、職務の遂行は必要かつ十分な任期を定める配慮義務がある。退職手当や社会保障等の負担を回避するために、空白期間を設けることは不適切。今般の法改正の趣旨は、適正な勤務条件の格なり、財政上の制約理由とする必要な任期外の抑制、雇いどめ、処遇の引き下げは改正の趣旨に添わないと、こういうことを改善方向として確認しながら、国会では2年前の193回通常国会で採決されたわけですよ。こういう点を含めて、これが今回の摂津市の条例改正案、提案にどう生かされているのかということをお聞きしたい。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の会計年度任用職員の労働条件がどう変わるかというお話でございました。現在、ご質問にございました任期の部分につきましては、1年の任期、その期間の人事評価をもって2回更新を可能とする制度を摂津市では使っております。

会計年度任用職員の制度が導入されたとして、何かこの部分で変わる点があるかということですが、この部分については、現在の制度をそのまま活用するという形で考えてございます。

3年目以降の任用を希望される方につきましては、任期の3年目のおりに、採用の試験等がございましたら、その試験を受けていただきまして、合格をされると、翌年4年目という形になります。そこからまた1年の任期と、人事評価による2回目の更新が始まると。その3年のスパンで任用を行っていくという形になってこようかと思っております。

それから、2点目の条件付採用期間の部分なんですけれども、常勤職員におきましても、6か月間の条件付採用期間というのがございます。公務能率の維持確保の観点から、このような期間が設けられているわけなんですけれども、会計年度任用職員にあっては、1か月間ということで、法で新たに規定がなされました。現在、常勤職員は半年の任用の終了時に所属長の評価をもらいまして、その評価をもって、正規の任用に移行するという形をとっておりますが、会計年度任用職員の具体的な運用方法につきましては、常勤職員の例を参考としながら、今後詳細を決めていきたいと思っております。

それから、フルタイムにどういう職があるかということでもございました。現在、想定している職としましては、保育所でお勤めをされる保育士ということで検討をしております。フルタイムで15名から20名程度が想定される方ということで、所属のほうとも、保育所の職場が比較的変則の勤務といいますか、開所時間が長いということもございまして、どのような勤務形

態が最も望ましいかということは、引き続き協議をしていきたいと思っております。

なお、給料表のご質問もございました。別表に掲げております給料表の見方でございますけれども、ここにお示ししておりますご質問にもございましたとおり、フルタイムの方の給料月額ということでご理解をいただければと思います。

パートタイムの方の場合は、ここに時間按分をする形になります。4分の3の方ですと、もうこの給料月額に4分の3を掛けるというふうな理解をお願いしたいと思います。

この1号給、どういう職種がというお話もございました。現在、臨時的任用職員としてお勤めをいただいている方々ということになってまいります。事務的な職を担っておられる方という方もおられますし、現場作業をされている方、収集であったり、環境センターでお勤めされている技能系の職員、このような方は、1号給に該当してくるものと考えてございます。

それから2点目のご質問でございます。職種の特別職の職員から会計年度任用職員に移行する職種ということで、ご質問がございました。今回の条例改正で、特別職を定めている別表というのを改正いたしております。

会計年度任用職員への移行を想定している職といたしましては、当直の嘱託員、市史編さん嘱託員、中国残留邦人等支援相談員、それから緑化推進嘱託員、教育指導嘱託員、公民館長となっております。先ほどご質問に一度答弁をさせていただいたんですが、勤務時間の定めがあるとか、労働者性の高い職種について、会計年度任用職員への移行ということで考えてございます。

それから、その他で180名はどういう内容かというご質問がございました。この180名は、特別職の非常勤職員としての位置づけ、任用根拠の部分で一定国のほうで法律に基づいて、指名されているわけなんですけど、これに該当させることが困難であるということで、具体的には報償費によって、各業務の依頼をさせていただく方という形で、地方公務員としてではなくて、1件1件の報償費でということで整理を図ろうとしているものでございまして、職種としましては、地区振興委員、それから青少年指導員、この2職種につきましては、報償金で、その他として対応するというところで想定をいたしております。

それから、臨時的任用職員の5名ということでご質問がございました。今回、臨時的任用職員は、正規職員の休暇代替に限定をした任用になるということでございまして、ただ、本市においては、育休であったり、病気休職によって欠員が生じた際に、人事異動であったり、そういう柔軟な運用をしております。ただ、どうしても、その柔軟な運用が難しいであろう、やっぱり保育所現場で、こういう職が発生するのではないかと想定をしているところでございます。

保育所現場におきましては、保育士の配置基準等があり、担任を担う常勤の職員、こういう方が休暇に入った際には、同等の業務を行う臨時的任用職員として任用するのが適切ではないかと現在のところでは考えているところでございます。

それから、3点目の国会審議との関係ということでご質問がございました。フルタイムの職、合理的な理由なくパートタイムへの変更であるとか、空白期間の問題等のご指摘をいただきましたけれども、基本

的な考え方といたしましては、現在の一般職非常勤職員の勤務時間を、この制度改正によって変更するという事は考えてございません。

それと、空白期間を設けることは不適切とのご指摘ございましたけれども、現在のところ、空白期間として設けない形で運用しておりますので、この部分についても、きっちり対応できているものかなと思っております。

処遇の引き下げ等の観点等に関しましても、全ての職種で処遇改善になるような見込みをいたしておりますので、この国会での議論については、きっちり生かされる改正になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 少し理解が進んだと思っておりますが、最後に答弁されたように、現状と比べて、いろんな法律的な問題点はあるにしても、いわゆる労働条件だとか、いろんな待遇面では、プラスになるということに理解していいのかということをもう一回ちょっと。不利にならないのかということをもう一回答えていただきたいと思います。

それと、現在、臨時的任用職員、一般職非常勤職員、特別職非常勤職員として勤めてる方々が、来年4月、この会計年度が4月1日施行ですから、最初の出発時に、いわゆる人事評価じゃなくて、面接か何かで最初決定するのかということについて、どういう形で現在、非正規の方々が来年度雇用するときに、どういう対応で始まっていくのかというのを確認のために教えていただきたいと思います。

それと、冒頭申し上げたように、国会の

場で、いわゆる正規職員をふやさないと、拡大を阻害される要因にならないか。実際の現場によっては、非正規の方々の移行により人員の調整弁として利用されるんじゃないかという、この職員管理の問題で、ちょっと関連した質問ですけれども。数年前に10年間の職員管理計画をつくりました。これに乗っかってきて、いわゆる、これをプラスして、いわゆるいろんな職場の状況はあるにしても、これを理由として、いわゆる職員削減というところに加速させていくという、こういう関連問題については、今どうお考えでしょうか。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目、勤務労働条件の中で不利にならないかというご質問がございましたけれども、今回、給料の改正によりまして、処遇の改善ということが想定をしております。そのほかにも、休暇は一定程度、その条例化のおりに整理はさせていただいたんですが、一部、有給休暇の年度ごとの付与の制度の導入であったり、今回の改正によって、不利になる部分はないのではないかと考えているところでございます。

それから、来年の4月で現状おられる方がどういう対応ということでございますけれども、現行、1年の任期で2回更新という制度を引いておりますので、その更新が可能な方につきましては、そのまま人事評価をもって、新制度へ移行という形に考えておりますし、任期がちょうど3年になる方、また、あるいは臨時的任用職員で任期が切れる方につきましては、事前に個別に説明をする必要はあるとは思いますが、採用試験を受験いただくというような形で、制度移行を図っていきたく

考えているところでございます。

それから最後に、定員管理の関係で、常勤職員の削減に使われないかというご指摘でございますけれども、今回の制度改革によって、常勤職員が担うべき職務内容、それから、会計年度任用職員が担うべき職務内容というのが一定程度明確になったということもございますので、調整弁として、この部分を活用するというところで、会計年度任用職員に無理な負担を強いるというようなことはしないような運用になるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 正職の方でも非正規の方でも、その仕事が市民に直接いろんなことが与えられていくわけで、全体的な意味合いでは、少しよくなると思っておりますけれども、ただ将来どうなのかちょっと予想はできない部分もあろうかと思えます。

最後にちょっともう一回確認ですけど、給料表で、フルタイムで会計年度任用職員でそろえましたとした場合の方が、2年後、3年後、切りかえの4年後にどういう給料体系になるのか、ちょっとわかる説明をしていただきたいと思えます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、給料表の関係のご質問に答弁をさせていただきます。

この給料表にございます金額は、ご質問のとおり、フルタイムの金額ということになるんですが、各職種によって、初号の号給、それから上限となる限度の号給、これを決めていく形になります。

常勤の職員の制度としましては、1年間で4号給昇給するという形になりますので、フルタイムとしてお勤めいただいた方

ですと、前歴加算をした結果、4号上がる形の格付になるということになります。

上限に達した場合には、その3年に一度の試験の関係で、また1に戻るということにはございませんでして、前歴加算ということになりますので、それ以降、お勤めいただく場合の給料月額は上限の号給で支給をするという形になる予定でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 フルタイム会計年度任用職員給料表がありますけれども、14万4,100円で、最初1年目就職した方は、2年目が14万5,200円になると。2回更新で4年目入るとしたら、14万8,600円になるということの理解でいいんですか。ちょっと済みませんが。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 済みません。ちょっと説明が不足しておりました。例えばで申し上げますけれども、別表の1号給で最初に格付されまして、フルタイムでお勤めされた場合には、4号給、次の年には上るという形になりますので、5号給の14万8,600円、2年目でという形になります。常勤職員が1年間で4号給上るという形になりますので、フルタイムであった場合には、4号給上って5号給になると。ただ、パートタイムの方もおられますので、パートタイムの方は、時間按分で、例えば4分の3の勤務時間であれば、1年たった実績のもとに前歴加算は3号給上って4号給になると、そういうような理解でお願いします。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございますか。

三好委員。

○三好義治委員 今のやりとりでほぼわ

かってきたんですが、ちょっと確認で。今回、臨時的任用職員から会計年度任用職員へ移行するに当たって、今まで予算枠やったら賃金とか、報酬とかという名目の支払いをされとったんですけど、今回、会計年度任用職員のフルタイムになると、これが給料になるんですね。そういうふうになると、扶助費から人件費に変わると思うんですけど、500名の方々が、それが全て人件費になってくるという理解をした場合、統計の中でも、ラスパイレス指数関係、経常経費関係、こういったことが非常にはね上がってくるのではないかと考えているんですが、この点について、お聞かせいただきたいと思います。

それと、再任用で3年間仮に任期を満了されて、正規職員への登用といいますか、そういう優遇処置制度というのは、この制度の中にはないのかと思ひまして、一般の採用試験をやる場合に、面接も行えるんですけど、その期間は本当に短い期間で採用されているんですが、失礼ですけど、当たりはずれあるかもわかりませんが、今の任期付職員の方は、3年間ずっと働いていただいて、その性格も、仕事のやり方もわかってるから、非常に即戦力としてなるから、正規職員への登用は考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、制度的には、私は今回の部分は非常にいい方向に向かっているかなと理解しております。

それと、第2条関係で、表の中に出ております日額の額のいろいろ今回整理はされてないかもわかりませんが、額で行政福祉、大概是日額6,900円と定められていて、その中で行政不服審査委員会委員が8,700円、ESCO提案審査委員会が8,700円、それから介護認定審査委

員会で1万8,000円、障害者介護給付費等支給審査委員会が1万8,000円、日額の中で6,900円からそこまでの差異があつて、僕が常々思っているのが、大阪府の最低賃金が1時間当たりの額が900円オーバーして改正がされてると。この日額の考え方で、本当に1時間当たりの最低賃金の考え方からいったときに、網羅されるんかという部分と、一方では、日額の考え方でいった場合に、いろんな特別委員会とか審査委員会というのは、1日7.75時間の会議をやるような会議というのは極めて少ないんですね。だから、その辺の考え方について、ちょっと整理して答弁いただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、3点のご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目、ご質問にございましたとおり、今回、会計年度任用職員の費用といいますか、人件費の部分については報酬で財政で科目を組むという形になりますので、これは単純に人件費として計上してくるということになります。これは全国の自治体で同様のことが発生するというふうに考えております。

それから、ラスパイレス指数の関係でございますけれども、この部分につきましては、国から、特にこれに伴って変更点という形で通知は来ておりませんので、現在、常勤職員の給料ごとにラスパイレス指数を出しておりますけれども、この部分には影響しないものと考えてございます。

それから2点目のご質問で、3年の任期の後に正職への登用の考え方でございますけれども、この部分については、採用試験を行う際に、別に採用枠を設けるなどした自治体も、実は別の自治体であったんで

すけれども、この部分については、国のほうから、平等取り扱いの原則に抵触するという指導を受けている、そういう事実もございます。ですので、3年の任期を終えた後には、採用試験があったとしても、公募の上で平等な試験を行って、その中で能力実証されて、合格をされる、そういうことは発生するのかなと思っておりますけれども、これのための何か制度を設けるということは、現時点では考えてございません。

質問の中にございました任期付の方のお話もございますけれども、過去の実績としましては、本市で任期付でお勤めいただいた方で、公募の試験を受験されて、現在、任期の定めのない常勤の職員になっておられる方というのが数名おられるのは事実でございます。

それから最後に、特別職の日額と最低賃金との関係ということでございますけれども、特別職のこの報酬の額というのは、もう長い期間変わっていない職というのもございます。最低賃金との関係ということでございますけれども、具体的にこの時間数に対する対価というよりも、どちらかといいますと、謝礼の意味合いが強い、そういうような報酬の額ということになってございますので、必ずしも、イコールにはならないと考えておりますけれども、ご質問の職それぞれの日額で設定をされている額に差があるというところにつきましては、少し課題の認識としては持っておりまして、今回の制度改正、各市で全国的に行われるんですけれども、来年度になりますと、この制度改正分の制度が出そろうという形になりますので、改めて各市の各委員の報酬の額については、調査をし、必要に応じて、改正についても検討していき

たいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 山本市長公室長。

○山本市長公室長 ご質問の中で、予算の細目が賃金から給料というところのご質問がございました。性質別の決算を打つ際に、賃金につきましては、物件費というところに計上をいたしております。予算費目上、給料となりますので、性質別に、人件費に振り分けることになるということを想定はいたしております。ただ、決算統計上、人件費の内訳いろいろございます。報酬でございますとか、退職金でございますとか、通常給料分でございますとか、その中で、現常勤職員と今後発生いたしますフルタイム会計年度任用職員の取り扱いについて、まだ詳細は決まっていないというような状況でございますけれども、想像といたしましては、性質別は人件費に計上することになるということと考えております。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 あんまり深くもう追求しませんけど、今言うてる賃金からの給料に変わった部分で、国の動きも含めて、財政指標を駆使しながら、わかった段階でまた教えていただきます。

それから、やっぱり今の臨時的任用職員から、今回の会計年度任用職員になった段階で、先ほど号数でぐっと上ってくる方々もいてるから、人件費のパイそのものが、人件費そのものがぐっと上がるような形になるんで、ちょっとまた改めて、数値が出た段階で教えていただきたいと思えます。

それと、やっぱり再任用から正規職員への登用というのは、僕は大事な視点だと思っております。やっぱり非常勤で任期付職員で働いていただいても、頑張ったら正規職

員になんのやと。それからそういったことを考えていただくと摂津市役所に対する帰属意識も非常に高まってくるのではないかなということで、これから検討していただきたいのは、一般の採用試験もさることながら、やっぱり今の会計年度任用職員の今後のことを考えたときに、そういった登竜門が検討されることをちょっと要望しておきたいと思います。

それから、報酬の額ですね。別表第2条の関係の報酬の額については、いみじくも今課題ですという答弁をいただいたんですけど、その課題の中で、こういった特別職やったら、半日の額、それから日額、月額、年額、もしくは時間給というようなことで、選挙の投票立会人は、もともとは日額で定められていた部分を半日と日額、この両方可能にしましたよね。そういったことも参考にしながら、より公平性を保つための報酬制度に検討していただくことを要望して、質問を終わっておきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

次に、議案第49号所管分を審査いたします。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問をさせていただきます。

この一般職の任期付職員の採用に関する条例等の改正というところで、特定任期

付職員等の採用というところが改めて変わるというところですけども、もう一度、この条例の概要について、概略で結構ですので、説明ください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ご質問に答弁申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というのがございまして、この法律の第3条に基づきまして、高度の専門的な知識、経験、またすぐれた識見を有する方を特定任期付職員として、任期を定めて任用ができると、そのような改正になってございます。

概要ということでございますけれども、背景としましては、会計年度任用職員制度の導入等、職の整理、常勤職員も含めた職の整理というものを行う中で、より適正な制度の活用によって、市政運営に必要な方を任用することができると。各市の導入状況等も参考に、このたびの改正を行うということにしているものでございます。

また、あわせて、既存の任期付職員制度におきましても、担う業務や責任が同一である常勤職員との均等待遇の観点から、給料表、初任給格付等、見直しを図るものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 概要についてということで、市政運営に今必要となる方の任用というところでございますけれども、これについては、市としてはどのような方というのを想定しているのかというところとあわせて、給与の件と、そしてまた、既存の任期付職員制度について、均等待遇の観点

から直すということで、職員の待遇向上につながるのかなというところの認識をしております。それを踏まえて、この改正の効果というものを改めてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、答弁申し上げます。

今回の改正の中で、特定任期付職員という職を定めておりますけれども、この想定といたしましては、各市の実績で申し上げますと、弁護士の方であったり、公認会計士の方、こういう方、高度の専門的な知識をお持ちの方を任用されているケースというのがございます。また、法の第3条2項に定めます任期付職員、専門性を有する職にあてがわれるということになるんですが、これにつきましては、警察の方であったり自衛隊の方、またIT関連の方などですね。そういう各種の実績というのがございます。本市におきましても、必要に応じて、さまざまな専門的な方の任用が可能になるものと考えております。

あと既存の任期付職員の給与につきましては、給料表が常勤職員と同一になるということでございまして、初任給の前歴加算、それから定期昇給などが適用になりますので、一定の処遇改善になるかなと思っております。このことによって、職務意欲等、よい影響があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 多様な人材の確保が、これによってより容易になるというところ、理解をいたしました。やはり、さまざまな今法律でも細かいところ、あるいは資格等も非常に細かく細分がされている中で、柔

軟な人材運用というところは必要になってくるのかなと思っておりますので、まさに、この条例でその整備をしっかりと整えて、さまざまな事案等に対して必要な人材を確保するというところの趣旨であるということについては理解をいたしました。それを踏まえて、しっかりと明細等も、給料体系も整えたというところについて理解をいたしました。ぜひ、効果的な運用ということをやっていただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好義治委員 ちょっと5ページの号給別基準業務表の号給の1から4までのうち、その右側に書いている基準となる業務の表現の仕方が、今議論していたのは、まさにその部分と思えますけども、だから、1号給でいえば、「高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して行う業務」が1号、2号との違いは、最後の文言で、「困難」が追加されている。その次の3号が、次に追加されているのは、「特に困難な」、4号が、頭に「特に高度の専門的な」という部分が追加されるんやけど、どうもわかりにくい。非常にどの部分の違いで、誰がそれを査定するんですかというのが、この条文の中で読み取れないんですけどね。今の繰り返しになるかもわからんけど、1号、2号、3号、4号、こういったことを想定したときに、こういった特定の方が1号で、どういう方が2号で、今ここの摂津市役所の庁内では、こういったたぐいの業務があるんかどうか、こう言ったこともちょっと教えてもらえますか。何せ、これ国の表現の仕方ですか。どうも、我々公務員というか、行政が考えている言葉がなかなかなじめない部

分があって、さっきの条例もそうやけど、もうちょっと市民にわかりやすい表現に変えられないですかね。こういったことを含めて教えていただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にございました号給別基準業務表につきましては、ご質問の中にございましたとおり、国の基準表と同等の表現という形になってございます。どこの号給に該当するのかということにつきましては、個別の業務、あるいは任用を行おうとする職の方、これに応じて、任命権者が決めていくという形になってこようかと思えます。

ご質問の中にございました特に本市の中で、今そのような業務があるかというお問いなんですけども、今回の改正につきまして、具体的な業務を想定した上で、改正ということではなくて、今後起こり得る業務について、対応ができるようにしようという、そういう趣旨で今回の改正を行っております。現在で想定できますのは、ここ数年のIT技術の革新といいますか、そういう技術の進歩によって、そういう専門の方を庁内に配置することが得策だということがわかってれば、そういう方を任用すると、そのときに具体的なミッションといいますか、業務に応じて、比較的柔軟な表現にはなっているかもわかりませんが、それぞれの事案に対して、任命権者が決めていくということで、現在は考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 今回の条例については、特段、今早急に運用をするような状況ではないという答弁でしたけど、ただ今後発生

する想定の方は、もうちょっとわかりやすく、もう今の段階でちょっとつくっていかれたらどうですかね。

1点だけ、その中での事例で、摂津市で犯罪被害者相談員という方がおられますね。この方は警察の方ですよ。非常勤だから、これの適用はされないかもわからないけど、先ほど答弁の中で、対象となる方は、参考として警察官とか、自衛官とかいう表現をなされてましたけど、ここに書かれている方については、常勤を想定された中でのこの号給制度になってるのかな。非常勤の場合は、先ほどの第46条、これに適用されるということで、肩書でここにおさまるものではないという理解をしなければならぬですね。この辺のちょっと確認と、もうちょっとわかりやすい表現にできないものかということと、この2点、答弁いただきたいと思えます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます

ご質問にございました会計年度任用職員との差ということで、この特定任期付職員につきましては、フルタイムの常勤職員ということで、任用を想定しているものです。現在も警察ご出身のOBの方というのが非常勤職員としてお勤めをいただいているんですが、仮のお話にはなりますが、その充実を図るということで、常勤職員配置が必要だと判断される場合には、この条例を適用して、常勤職員を配置することになってこようと思っております。

もう1点、表現の部分でちょっとわかりづらさというご指摘の部分につきましては、今回の条例におきましては、国の表現ということ、それから国の号給の金額、この辺を引用した形で条例制定を行って

おります。今後このあたり、もう少し具体的ににならないかということについては、検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第50号所管分の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時10分 休憩)

(午後1時12分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第57号の審査を行います。

補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 議案第57号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をいたします。

議案参考資料(条例関係その2)、139ページに、新旧対照表を記載いたしておりますので、ご参照をお願いいたします。

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行を受け、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されましたことから、消防団員の任用の基準につきまして、本条例の一部を改正いたすものでございます。

法律の趣旨といたしましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等

であることを理由として、不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利に係る措置の見直しを行うものとされており、今後は成年後見制度を利用していることを理由に、一律に当該職種等から排除するのではなく、各職種等にふさわしい能力の有無を個別的、実質的に判断するよう見直すものとなっております。

これらを受け、本市現行条例で消防団員の任用に際し、成年被後見人等を欠格条項と記載いたしておりますものを、これを削除いたすものでございます。

それでは、条文に添いまして、ご説明を申し上げます。

第5条は、任命に係る欠格条項について定めておりますが、成年被後見人または被保佐人を規定する第1号を削除し、あわせて、第2号の用語を整理し、第2号から第4号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、第6条は、分限について定めておりますが、第2項において、引用する第5条の号を繰り上げいたしましたことから、第3号を第2号に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたすものでございます。

以上、議案第57号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時15分 休憩)

(午後1時16分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決をします。

議案第42号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第46号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第49号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第50号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後1時17分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 三好 義治